

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という企業理念のもと、株主の皆様をはじめとした全ステークホルダーの期待に応えるべく、会社の成長と適正な利益の確保による企業価値の拡大を目指しております。
これを実現するために、事業環境の変化に迅速に対応できる社内体制作りと経営の透明性及びチェック機能の充実を図りながら、適時適切な情報開示を行うことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水島力夫	400,000	5.96
株式会社みずほ銀行	265,000	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	155,200	2.31
東京海上日動火災保険株式会社	150,000	2.23
三井住友信託銀行株式会社	150,000	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	140,500	2.09
日本生命保険相互会社	136,000	2.02
第一生命保険株式会社	135,000	2.01
鈴木久司	126,200	1.88
清水暎夫	120,980	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋 昇	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋 昇	○	—	橋 昇氏は、過去に日本オー・シー・アール株式会社及び学校法人工学院大学の理事 財務部長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、2012年から社外取締役に就任され、当社の業務にも精通しておられることに加え、顧問契約、コンサルティング契約などの利害関係は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- イ. 年間監査計画について、年初に監査役会と会計監査人による連絡会を開催
 ロ. 決算への監査状況について、監査役会と会計監査人による報告会を年4回開催(四半期毎)
 ハ. 監査室(内部監査部門)がおこなう内部監査の結果を監査役会に提出

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2 名
----------	-----

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名
--	-----

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平山正剛	弁護士													○
松崎 信	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平山正剛	○	——	平山 正剛氏は、過去に東京弁護士会の会長や日本弁護士連合会の会長を歴任するなど、弁護士として豊富な経験及び専門知識を有しておられます。また1998年から社外監査役に就任され、当社の業務にも精通しておられることに加え、顧問契約、コンサルティング契約などの利害関係は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を指定しております。
松崎 信	○	——	松崎 信氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人での経験も長いことから、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられます。また、2009年から社外監査役に就任され、当社の業務にも精通しておられることに加え、顧問契約、コンサルティング契約などの利害関係は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは「役員賞与」の増減により行っています。個別の役員賞与額の決定は、会社全体の利益水準や配当総額及び個々の業績への貢献度などを総合的に勘案し決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の個別開示はしていないが、総額での開示はおこなっている。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役については、取締役会を月例開催していることに加え、年4回全部門長が出席し現状報告を行う「予算委員会」に出席し、事業の進捗を確認しています。
社外監査役については、監査役会を月例開催していることに加え、重要情報については必要時に情報共有をおこなえる仕組み(メーリングリスト)を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に関する意思決定は、月に1度(第3火曜日)開催される定例取締役会において決定しています。(急を要する場合は臨時取締役会を開催しています。)また、月に1度(第1月曜日)に開催される定例執行役員会において、取締役会決議事項の通達や業務報告等をおこない、組織全体に情報を伝達する仕組みを整えています。更に、コンプライアンス徹底のため「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視をおこなっています。(リスク・コンプライアンス委員会の委員長はコンプライアンスに係る状況について必要に応じ取締役会及び監査役会に報告します。)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の取締役は、6名中1名が社外取締役であり、また監査役についても、3名中2名が社外監査役となっています。
社外役員については全て独立役員であり、弁護士、公認会計士など専門的な資格を有するだけでなく、企業監査における豊富な経験を持っています。また、社長直轄組織として業務監査をおこなう監査室を設けているとともに、リスク・コンプライアンス委員会においても、会社全体のガバナンス状況の把握と問題点の指摘をおこなっています。さらに内部通報制度を設けており、コンプライアンス違反などを発見した場合は通報できる仕組みを整えており、通報者のプライバシー保護についても十分留意しています。これらのことから、経営及び業務執行に関するガバナンス体制はしっかりと機能していると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	—
集中日を回避した株主総会の設定	—
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	—
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	「招集通知」を、発送後から株主総会開催日まで自社ホームページに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上に公開されている。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪、名古屋、福岡等において年に数回実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期・第2四半期決算発表後に開催	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	—	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、事業報告書、会社案内、データブック	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当(責任者:経営企画室長 濱野博光)	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念の追求と事業活動を通じて、かけがえのない地球の自然環境を守り、将来へ向けて豊かな環境を維持することを目指します。 全てのお客様が満足する安全で有用な製品とサービスの提供、株主・投資家などへの的確な経営情報の開示、健全な職場環境の維持と人権を尊重することを、荏原実業グループに勤務する全ての者に適用させています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創業以来の企業理念である「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」ことを基本に企業活動をおこなっています。 環境に配慮した製品・機器の開発を推進し、それらが環境へ与える影響を認識・評価すると共に、資源保護・汚染の予防を目的に環境マネジメントシステムの継続的な改善に努めています。 その一環として、各部門において、品質管理の国際規格である「ISO9001」の認証を取得しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	—
その他	社会貢献の一環として、本社および支社周辺の沿道など公共の場を定期的に清掃するボランティア活動をおこなっています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムについての基本的な考え方＞

当社は、全社員が「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という企業理念に遵守した行動をとることを基本姿勢とし、企業倫理や法令遵守などを規定した「荏原実業グループ行動規範」に基づき業務を遂行することを基本としています。

＜内部統制システムの整備状況＞

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、「荏原実業グループ行動規範」に基づき当社の経営理念を遵守した行動をとるものとし、特に、コンプライアンスは全ての行動の基本であることを認識する。
- (2) コンプライアンス徹底のため、『リスク・コンプライアンス委員会』を設置し、役員全体の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
- (3) 『リスク・コンプライアンス委員会』の委員長はコンプライアンスに係る状況について、必要に応じ取締役会及び監査役会に報告する。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、使用人が「荏原実業グループ行動規範」に基づき行動し、とりわけ法令を遵守するように徹底する。
- (2) 『リスク・コンプライアンス委員会』は、使用人のコンプライアンス徹底状況を把握するとともに研修などの必要な活動を行う。
- (3) 代表取締役社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含むものとする）その他の重要な情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・稟議書
- ・営業関係申請書
- ・会計帳簿、計算書類
- ・その他文書管理規程に定める文書

なお、上記に定める文書については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態を維持する。

- (2) 取締役は、「内部者取引規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき会社の重要情報について適切に管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社全体のリスク管理について統括する『リスク・コンプライアンス委員会』は、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを作成のうえ、防止策及び有事の際の対応策を策定するとともにその体制整備を推進する。
- (2) 大口受注や大口事業投資などに係るリスク（ビジネスリスク）に対応するため、『案件検討委員会』を設置し、必要に応じ当該リスクの最小化を検討する。
- (3) 納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、『再発防止委員会』を設置する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算を決定する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画に基づき、毎期、本部及び部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- (4) 各本部を担当する取締役は、管轄する部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (5) 取締役会は、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。
- (6) 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより迅速にデータ化し、取締役会に報告されるものとする。

6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるよう指導する。
- (2) 取締役は、当社取締役または使用人を子会社に取締役または監査役として派遣し、業務の状況を監督する。
- (3) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。
- (4) 代表取締役社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。
- (5) 監査役は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを1名以上置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査役会と事前に協議するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、以下の事項について監査役に報告する。
 - ・会社の経営、業績に影響を及ぼす、または及ぼす恐れのある重要な事実
 - ・取締役及び使用人の職務遂行に関しての不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - ・毎月の月次資料（含む子会社）
 - ・稟議書及び営業関係申請書等重要な決裁書類
 - ・監査室の監査実施記録
- (2) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合又は財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応する。
- (3) 取締役は、監査役に対し予算委員会等重要な会議への出席の機会を提供する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役及び部門長等に対し定期的にヒヤリングを行い情報を収集する。
- (2) 監査役は、会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。また、経営環境、組織・業務等の変化に応じ、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時に行う。
- (2) 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

12. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らの経済的利益、便益、特典、恩恵等を与えず、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動も行わない毅然とした態度で臨み、その旨を「荏原実業グループ・コンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、当社役員・従業員全員への周知を徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断します。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

1. マニュアル面

「荏原実業グループ・コンプライアンス・ガイドライン」において「反社会的な勢力との関係の遮断」と題した項目を設け、全役職員への周知徹底を図っております。

(1) 関係の遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力との関係を一切持たない。

(2) 個人対応の禁止

反社会的勢力から接触があった場合には、決して個人で対応せず事案の発生や懸念がある場合には、必ず管理本部と連携して対応する。

(3) 安易な妥協の禁止

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協をしない。

(4) 影響力の利用禁止

反社会的勢力との取引及びその影響力を利用する等の行為を行わない。

2. 不当要求に備えた平素からの対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合の対応は以下の通りであります。

(1) 社内体制として、総務部を対応部署に位置づけており、責任者は総務部長であります。

(2) 総務部は、反社会的勢力に関する情報を一元管理すると共に、反社会的勢力による不当要求がなされた場合の対応策を中心になって講じるものとしております。

(3) また、必要に応じて外部専門機関(警察及び顧問弁護士)にも速やかに報告・相談できる緊密な関係を構築

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「適時開示体制の概要」

[1] 適時開示に対する考え方

当社では以下のような「ディスクロージャー・ポリシー」を設け、適切な開示業務の遂行に努めると共に、ホームページ上でも本ポリシーを開覧できるように配慮しております。

<ディスクロージャー・ポリシー>

1. ディスクロージャーの基準

当社では、証券取引法を遵守すると共に東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」）に沿ってディスクロージャーを行っております。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、アナリスト、機関投資家、個人投資家、メディアを問わず、資本市場参加者の皆様に正しい姿をご覧いただけるよう、積極的かつ公平に開示していく方針です。

2. 情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所への事前説明の後、同取引所の「適時開示情報伝達システム」(TDnet)にて公開しております。TDnetにて公開した情報はすみやかにホームページに掲載を行う方針です。適時開示規則に該当しない情報を開示するにあたっては、適切な方法により正確かつ公平に伝達されるよう配慮しております。なお、ツールの準備の都合上、これら情報のホームページへの掲載のタイミングが遅れる場合がありますのでご了承ください。

3. 情報の正確性に関して

情報の正確性や掲載内容については細心の注意を払っておりますが、それらの正確性の保証をし、または責任を負うものではありませんのでご了承ください。特に重要情報については、有価証券報告書やTDnet等他の情報も併せてご覧頂くことを推奨いたします。

4. 将来の見通しに関して

当社では、東京証券取引所に提出する収益予想に加えて、見通しに関するガイダンスを提供する場合があります。歴史的事実以外のものは、一定の前提下で作成された見通しや戦略ですので、これら見通しとは大きく異なる結果となりうることを予めご了承ください。また企業価値等を検討されるにあたっては、これら情報に全面的に依拠されないようお願い致します。

[2] 適時開示に係る社内体制

適時開示に係る専任部署は経営企画室となっております。各情報の取り扱い、管理は以下の手順によって運用しております。

1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、金融商品取引法の法令あるいは当社規程・規則・マニュアルにより、すべて取締役会付議事項に含まれており、経営企画室が取締役会事務局（総務部）から取締役会付議情報を事前に入手することにより、適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、経営企画室が東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」を基に資料を作成し、取締役会終了後すみやかに開示しております。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生部署からすみやかに管理本部（窓口 経営企画室）へ情報を伝達します。管理本部長は経営企画室に指示し、伝達情報が適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、社長の承認後、経営企画室がすみやかに開示しております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部が所定のプロセス（決算業務及び監査等）を経た後、開示資料の作成を行い、経営企画室が内容確認の上、開示しております。このうち、年度決算、中間決算、四半期決算に係る情報及び業績予想、配当予想等に係る情報については、取締役会付議事項であるため、取締役会の承認後すみやかに開示しております。

4. 子会社に関する情報

子会社に関する情報は、子会社の代表者（社長）より、当社グループ会社を管理する当社の管理本部（窓口 経理部）へ情報を伝達します。管理本部長は経営企画室に指示し、伝達情報が適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、社長の承認後、経営企画室がすみやかに開示しております。